

蓄電システム

交付申請時 確認事項

下記チェック項目で、全ての書類がそろっていることを確認して下さい。
書類が不備の場合は、受付せず返却しますのでご注意ください。

チェック	①・② ⇒ 市の様式を使用して申請者が作成する書類。
	③～⑧ ⇒ 申請者が用意する書類。
①	補助金交付申請書（様式第1号） 記入例を参考に記入してください。また、裏面も必ず記入してください。
②	誓約書（姫路市家庭用蓄電システム普及促進事業補助金） 氏名は申請者本人が自署してください。
③	工事請負契約書（写）、売買契約書（写）又は注文請書（写） 契約日、蓄電システムのメーカー名、パッケージ型番、蓄電容量及び工事期間等の記載があるもの。記載がなく対象機器の確認ができない場合は、受け付けできません。
④	<small>たいのう なし しょうめい しょ</small> 滞納無証明書（原本） 全ての姫路市税に滞納がないことを確認する証明書。申請前概ね1か月以内発行のもの。 証明書発行窓口で「滞納無証明書」「家庭用蓄電システム補助金用」と申請ください。 ※市外在住者など姫路市から課税されておらず滞納無証明書が発行されない方は、ホームページに掲載の「課税状況調査同意書」に記入し提出ください。
⑤	申請者の身分証明書等の写し 運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真付きの証明書の写し 顔写真の無いものは、2点以上の写し。詳しくは、「証明書の写しの添付について」参照 ※身分証明書の住所変更ができていない方は、身分証明書に加えて現住所が確認できる書類（住民票等）を提出ください。
⑥	設置箇所の現況を示す写真（設置前のもの） (1) 建物全体 (2) 蓄電システムの設置予定部分 (3) 太陽光パネル等が設置されている場合、設置が確認できる写真 ※申請前概ね2週間以内のカラー写真で、日付を入れること。（新築建築前は更地でも可） ※実績報告時、この写真と比較することで、「蓄電システムを設置したこと」が確認できる必要があります。
⑦	蓄電システムの配置図及びカタログ (1) 蓄電システムの設置場所が確認できる図面（間取り図でも可） (2) 蓄電システムの仕様が確認できるカタログを添付すること。

⑧

太陽光モジュールのカタログ（新設の場合）

新設する太陽光パネルの仕様が確認できるもの

書類は返却できませんので、コピーをとっておいて下さい。

また工事完了後は、必ず実績報告書及び補助金交付請求書を提出してください。

提出がない場合は、補助金の交付ができません。